

北アルプス広域連合障がい者活躍推進計画

機関名	北アルプス広域連合
計画作成者	北アルプス広域連合長 (根拠法令：障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第1項)
計画期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）
北アルプス広域連合における障害者雇用に関する課題	北アルプス広域連合における令和3年6月1日現在の障がい者雇用率は法定雇用率を達成しております。 今後も引き続き法定雇用率を維持するため、本計画に基づき、障がい者が働きやすい環境整備や体制整備を図ってまいります。
目標	
①採用に関する目標	各年度において、障がい者である職員の実雇用率について法定雇用率以上を達成する。
②定着に関する目標	障がい者が働きやすい環境整備や体制整備に努め、不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難になった障がい者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障害に限定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。